

見 積 公 募

このことについて、次のとおり見積活用方式による公募型指名競争入札を実施するので、公募により見積の提出を求める。

令和7年4月24日

宮崎市長 清山 知憲

1 工事等

- (1) 工事名 吉村町仮設住宅解体工事（その1）
- (2) 工事場所 宮崎市吉村町今村前甲4301番地
- (3) 予定工期 令和7年8月29日
- (4) 業種 解体工事
- (5) 工事概要 木造平家建ての仮設住宅3棟（建築面積278㎡）及び軽量鉄骨造平屋建ての倉庫3棟（延床面積92.4㎡）の解体工事とする。電気設備、機械設備、外部付帯設備等の解体工事を含むものとする。
- (6) その他

2 参加資格要件

(1) 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ② 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑤ 本工事の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市入札参加資格停止要綱（令和7年告示第368号）による入札参加資格停止を受けていない者であること。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(2) 共通要件

①	名簿登載	・入札時点において宮崎市競争入札参加資格者名簿の解体工事（市内）に登録があること。 ・解体工事において、有効な経営事項審査結果があること。
②	参加形態	単独
③	手持制限	本市（上下水道局含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した解体工事で、完了していない工事（落札・落札候補者となっている案件含む）がないこと。
④	施工実績	当該年度を含む過去11ヵ年において、本市（上下水道局含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える解体工事を元請で施工、完了している実績（共同企業体の構成員としては、出資比率が20%以上）があること。

3 本工事に関する担当課及び問い合わせ先

市街地整備課（電話 38-5441 ）

4 参加手続等

(1) 必要資料等の配布 宮崎市ホームページからダウンロードすること

(2) 質疑等 (1) の資料により確認すること

5 参加申込 見積書の提出をもって申込とする。

6 見積提出

(1) 提出先 宮崎市 総務部 契約課
TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
MAIL 03keiyak@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 提出期間 見積公募の日から 令和7年5月19日 午後5時15分まで

(3) 提出書類 見積書(様式-2)

(4) 提出方法 上記メールアドレス宛てエクセルデータ及びPDFデータで提出。
件名は「工事名称(見積書提出) (会社名)」とすること。
※PDFデータが送信できない場合は紙で持参。
ただし、エクセルデータの提出は必須。
※メール送信後は、必ず契約課に連絡し、送付の確認を行うこと。

(5) 見積の採用方法

- ・提出された見積のうち1者の見積を採用する。
- ・採用する見積金額については、補正等を行わない。

7 入札執行

(1) 予定価格

「6 見積提出」で提出のあった見積書を参考に、市で本工事の予定価格を設定し、入札を執行する。
但し、有効な見積提出者が一者以下の場合、又は提出されたすべての見積等が市の予算額を上回る場合は、入札の執行を取り止める。

(2) 指名競争入札

「6 見積提出」を行った者に指名競争入札通知書を送付し、指名競争入札を執行する。
但し、指名通知書送付時点において「2 参加資格要件」の(1)と(2)を満たさなくなった者は当該指名から除外する。なお、指名する対象業者が一者となった場合は、入札の執行を取り止める。

(3) 入札予定日 令和7年6月10日
※入札日は指名通知で確認すること。

8 その他

・別途伝達事項がある場合は、見積提出期限の2日前までに、市ホームページにて通達する。